

令和元年6月3日

保護者各位

自転車通学時における違反の指導について

大阪府立北かわち阜が丘高等学校
校長 宮本 憲武

入梅の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対しましてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校では交通ルールを守り、安全に通学ができるよう指導をしていますが、生徒によってはその場限りの指導になっていることもあります。

また、臍生としてふさわしくない自転車マナーで通学し、本校の自転車通学許可規定に違反している生徒もいます。その生徒をよい方向へと導くために、自転車通学時において自転車乗車時に定められている道路交通法や本校の自転車通学許可規定に違反などをした場合、以下の内容で指導したいと思います。

自転車通学時の生徒の安全を確保するためですので、なにとぞ保護者の皆様にはご理解をいただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、ご不明の点やご意見がございましたら、担任もしくは生徒指導部までご連絡ください。今後ともご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【違反項目】

2人乗り・傘差し運転・運転中の携帯電話使用・イヤホンやヘッドホンの使用
並進走行・信号無視・駐輪違反・無灯火通行・一時停止違反
他、道路交通法で自転車乗車時に定められている禁止行為

【指導内容】

- 1回目・・・学年団指導、反省文、保護者連絡
- 2回目・・・生徒指導部指導、反省文、保護者連絡、保護者一筆
- 3回目・・・**自転車通学許可取り消し（自転車通学禁止）、保護者同伴での指導**
※自転車運転安全講習（ネカワトラヒングスクール主催）を受講した生徒のみ、再度、自転車通学を認める。
- 4回目・・・**自転車通学許可取り消し（自転車通学禁止）、保護者同伴での指導**

なお、本規定は令和元年7月1日より施行致します。